

## 派遣労働者の雇用と権利を守る意見書（案）

今日、まじめに働いてもまともな生活ができないワーキング・プアの克服が社会的要請と鳴っている。その大きな原因に派遣労働者の激増がある。

本来、労働者の雇用は、直接雇用が原則であり、派遣労働のような間接雇用は、職業安定法第44条（労働者供給事業の禁止）により禁止されている。しかし、1986年に労働者派遣法が施行され、派遣労働が「臨時的かつ専門的な業務」に限り許されることになり、1999年には、派遣対象業務が「原則自由化」されることになった。さらに2004年3月からは製造業も解禁となり、派遣労働者があらゆる業務で広がっている。

今日、この派遣労働をめぐり大手派遣会社と派遣先企業による違法派遣の発覚など派遣労働者の低賃金・不安定で無権利な働かせ方が大きな社会問題となっている。

については、派遣労働は、臨時的かつ専門性の高い業務に限定し、派遣先の正社員との均等待遇を義務付けること。登録型派遣は禁止することにより、派遣労働者の雇用と権利を守る法改正を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

（日本共産党提出）